

知っていますか？

# 姫路市 手話言語条例



---

姫路市では、手話は言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を広げ、相互に地域で支え合い、安心して暮らすことのできるまちを目指し、「姫路市手話言語条例」を制定しました。手話は、耳の聞こえない人が日常のコミュニケーションをとるために使用する、大切な言語です。手話に関する施策へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

---

# 姫路市手話言語条例

制定:平成28年12月20日 施行:平成29年4月1日

## 基本理念

手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者が手話によりコミュニケーションを図る権利を有することを前提として、ろう者及びろう者以外の者が相互に人格と個性を理解し尊重することを基本として行わなければならない。「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む聴覚障害者をいいます。

## 市の責務

基本理念にのっとり、手話に対する市民の理解を促進し、手話の普及及び手話が使用しやすい環境を整備するための施策を実施するものとする。

## 市民の役割

基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

## 事業者の役割

基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるとともに、手話を必要とする者が利用しやすいサービスの提供と働きやすい環境づくりに努めるものとする。

※条例の全文は市ホームページへ掲載しています。

## 手話を学ぶ

### 手話講座

手話の技術を学ぶための講座を開催しています。開始月の前月号または前々月号の「広報ひめじ」で募集記事を掲載します。（年によって開催時期等が変わる場合があります。）

全46回

### 入門・基礎講座

4月～翌年3月

手話の基本的な表現を学びます。

全20回

### レベルアップ講座

7月～11月

基本的な手話を取得した人のレベルアップを図ります。

通訳Ⅰ  
全36回

通訳Ⅱ  
全34回

### 通訳者養成講座

6月～翌年2月まで、  
通訳Ⅰと通訳Ⅱを隔年開催

手話で日常会話ができる技術を有する人を対象に、手話通訳者として必要な知識や技術の取得を目指します。

### 手話サークル

ろう者と交流しながら手話を学びます。姫路手話サークル連絡会に登録している団体が4団体あります。

- ・虹の会 活動日:火曜午前・木曜夜間
- ・サンゴ樹(香寺町) 活動日:土曜夜間
- ・夢ほたる(夢前町) 活動日:木曜夜間
- ・ポパイ(安富町) 活動日:水曜夜間

「おはよう」

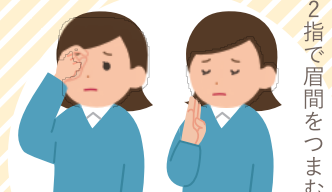


「ありがとう」

左手甲に  
直角にのせた  
右手を上にあげる



「すみません」



2指で眉間をつまむ

手話であいさつしてみよう!